

## 剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および 剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年4～5月の京都府・愛知県・北海道で実施されます剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更が認められます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り返し返金の申し出については下記の期日までといたします。

### 記

#### 変更を認める者

- 1 令和6年4～5月実施の剣道七段・六段審査会（京都府・愛知県・北海道）に申込みをしている者。
- 2 加盟団体事務局より書面またはFAXにより、七段・六段の変更通知を4月13日（土）午後5時までに熊本県剣道連盟へ提出した者。

#### 返金受付期日

- 1 剣道八段・七段・六段審査会（京都府）申込み締切り後の返金の申し出受けは、4月20日（土）午後5時まで。
  - 2 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受けは、5月4日（土）午後5時まで。
  - 3 剣道七段・六段審査会（北海道）申込み締切り後の返金の申し出受けは、5月11日（土）午後5時まで。
- ※ 上記（1・2・3）いずれも、必ず加盟団体事務局から書面またはFAXで返金申し出を熊本県剣道連盟へ提出した者。

※ 通常返金の申し出受けは、2週間前としてありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係上、1週間前までの受けとなっておりますのでご留意願います。

#### その他

審査料は、手数料を差引いた金額を返金いたします。

以上